

平成31年議会運営の評価及び検証

検証結果報告

平成31年1月30日

【検証者】

公益財団法人北海道文化財団 理事長
学校法人北工学園 理事長

磯 田 憲 一

一般社団法人旭川ウェルビーイング・コンソーシアム
統括コーディネーター
旭川大学名誉教授

竹 中 英 泰

公益財団法人旭川市公園緑地協会 理事長

長谷川 明 彦

目 次

1 検証の概要	1
(1) 検証の実施期間	1
(2) 検証の範囲	1
(3) 検証の方法	1
2 検証の結果	
(1) 全体としての検証結果及び意見	2
(2) 項目別検証結果及び意見	3
3 むすび	9
【検証対象】	
平成31年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）	11

1 検証の概要

(1) 検証の実施期間

平成30年12月1日から平成31年2月12日までを実施期間とし、検証者3名による会議を、12月26日、1月9日、16日及び30日の計4回実施した。

(2) 検証の範囲

平成29年5月18日から平成30年11月30日までの間における平成31年旭川市議会運営の評価(平成31年議会運営の評価及び検証実施要領(以下「実施要領」という。)の2に規定する別記様式)による議会の自己評価を検証の範囲とした。

(3) 検証の方法

議会運営の評価及び検証実施要綱及び実施要領に基づき、旭川市議会基本条例逐条解説その他関係資料の提示を受け、検証のための会議を開催し、議会の自己評価について関係者に説明を求めるとともに、関係者への質問等により検証に必要な確認を行いながら、評価の妥当性や今後のあるべき方向性などについて全体的な検証及び項目別の検証を行い、合議により意見の取りまとめを行った。

2 検証の結果

(1) 全体としての検証結果及び意見

議会運営の自己評価については、全体として真摯な姿勢で対処していると評価するが、検証の結果、自己評価の方法などについて見直しの必要性を感じたので、以下、意見を述べる。

まず、評価項目について、これまでの評価及び検証の結果を勘案しつつ、議会運営の実態に即して評価項目全体の見直しを検討する時期にあると考える。

継続的に検討すべき事項は残しつつ、その時々求められる事項を把握し、新たに評価項目として取り上げることを検討されたい。それぞれの評価項目は、基本的に議会基本条例の条文に対応した項目となっているが、それぞれの項目における自己評価の内容が、一つの条文に対応するものだけではなく、複数の条文にまたがるものもあり、項目を一つにまとめた方がより効果的に評価できるものもあると考えられる。

次に、段階評価については、議会基本条例制定後8年余りを経て、同条例に基づく議会の運営に一定の進捗を見る中で、今回の自己評価では全て5（目標達成）又は4（おおむね目標達成）となっているが、一様に「目標達成」などと評価しては、評価が形式的になり、意味がなくなるおそれがある。

段階評価は1（未着手）から5（目標達成）までの中から選択することになっているが、取組目標によってはこのような評価の仕方がなじまないものがあり、表現を項目ごとに設定するか、若しくは単に数字のみの段階評価とした方がよい場合も考えられる。多くの取組目標は、何をもって目標達成とするかについては様々な考えが想定されることから、絶対評価は難しく、相対的な評価にならざるを得ない上に、後に述べるように、政策的効果も評価の対象にするのであれば、文章による評価も検討すべきである。

また、段階評価を5（目標達成）としながら、課題等において必要な改善を加えることや引き続き検討することを挙げてイ（改善・拡充）としている項目があるなど、論理的な関係が分かりづらいところがあるので、進行管理との関係や進行管理の表現についても併せて検討願いたい。

次に、評価結果については、その説明の記述が、単に会議を何回開催したとい

うものもあり、「評価結果」というより「事業報告」と受けとめられるものが散見される。議会運営の評価及び検証の狙いがどこにあるのかを考えて、「手段」と「目的」の違いを深く認識し、取組の内容がどのようなものでそれがどのような政策的な効果に結び付いたのかについて記述するなど、真に評価の対象とするべき事柄の記述に努め、現状の姿を市民に伝える努力を重ねることが大切と思われる。

このような評価の仕方を取り入れる場合は、取組目標についても、それに応じて政策的な効果を上げることを目指す内容を設定すべきであると考えます。

(2) 項目別検証結果及び意見

No.1 特別委員会の設置による調査

市政における重要な案件について、調査特別委員会を設置して調査をし、市政の監視及び政策提案を行うことを取組目標としているが、特別委員会を設置したことや調査報告を行ったことをもって評価するのではなく、議会としての立ち位置を明確にした上で、アンテナを高く張って市政の課題を的確に把握し、執行機関が選ぶべき針路を示すことや、時代の先を見据えた議論ができたのかといったことを実質的に評価すべきである。

段階評価は4（おおむね目標達成）としているが、委員会の運営の仕方をもう少し工夫すべきであると考えます。委員会の当初において、調査するポイントを明確にすることや、あるいは調査報告を取りまとめる前に委員間討議を行うなど議論を深め、様々な意見を拾い上げることも大切である。そういった点を踏まえ、進行管理はウ（継続・現状維持）ではなくイ（改善・拡充）を求めたい。

No.2 議員（委員）間討議

対象期間において、議会基本条例の制定後初の委員間討議が行われていることは評価できるものの、旭川市議会においては全会一致をもって実施するといった要件

的な制約もあり、活発ではない状況にある。会議で議論するのは当然のことであり、市政の監視や政策提案に資する議員（委員）間討議は、積極的に行うことが望ましい。進行管理をウ（継続・現状維持）とし、課題等を「議員（委員）間討議の提案があった場合、実施されるよう会議の運営に取り組む。」としているのは、受け身的であり、積極性が感じられないことから、イ（改善・拡充）を求めたい。

「市政の課題」については様々な立場があり、討議の議題とすることが難しいこともあるかもしれないが、同時代を共に生きる市民の一員としての視点で、広く「時代の課題」といったものを見出し、討議の議題とすることがあってもよいのではないか。地域だけにとどまらない時代の課題に対する各議員の知見を広く発信することで、議会や議員への信頼や共感を高める一助にもなるのではないかと考える。

No. 3 説明責任と情報公開

議会基本条例第5条に規定している「説明責任」は、地方公共団体としての意思決定等をしたことを市民に対して説明していくものであり、議決結果などの情報をホームページなどで公開していることから、議会として一定の説明責任を果たしているといえる。特に「あさひかわ市議会だより」は、従前に比べて内容が充実してきており、議案に対する議員個人の賛否を掲載していることなどは評価できる。議会だよりは、市の広報誌に折り込まれて各世帯に配布されており、市民が議会の情報を得るための有効な手段であることから、今後ともより多くの市民に興味を持って読まれるよう工夫をすべきである。段階評価を4（おおむね目標達成）とした議会の自己評価は妥当である。

No. 4 政務活動費の透明性の確保

新たに政務活動費の会計帳簿や領収書をホームページに掲載し、市民が自由に見られるようにしたことは、政務活動費の用途について透明性を高めるための効果的な取組であるほか、「政務活動費執行の手引」を作成するなど、支出ルールを明確化していることも評価でき、段階評価を4（おおむね目標達成）とした議会の自己

評価は妥当である。しかし、議会自ら課題等として「情報提供の内容については検討する余地がある。」と認識していることから、進行管理はウ（継続・現状維持）ではなくイ（改善・拡充）とすべきである。

No.5 市民との意見交換の実施

4つの常任委員会単位でテーマを設定するなど、議員が自ら企画・運営し、多くの時間と労力をかけて意見交換会を実施していることは認めるが、開催にかけている労力の割には、参加者が少なく、年齢層も限られていると考えられる。今後はテーマ設定や開催時間と場所をよく検討した上で、各議員による電子メール配信やSNSを活用した周知方法を取り入れるなどの改善を図ることで、多様な市民が参加し、より充実した意見交換とすることを期待したい。加えて、大学・高専と連携し、教員の知見を活用するとともに、若者の活動の場として参加できるようにすることで、議会や議員個人が若者の意見を聞く機会を確保できるものとする。

なお、課題等を「必要な改善を加えながら政策形成につながる意見交換会を目指すべきである。」としながら、段階評価を5（目標達成）としたことは疑問を感じる。

No.6 政策提案及び政策提言

常任委員会から施策の提言書などを執行機関に提出したことは、積極的な取組として評価できる。このように対外的にアピールできる取組がこれからもなされることを期待したい。

自己評価に当たっては、議会が行った政策提案などにより、執行機関の施策が実際にどのように変わったのかという記載があれば、市民にとって、議会の果たしている役割がより分かりやすくなるのではないかと考える。

多くの職員を擁し予算編成権のある市長に対し、34人の議員と少ない職員の事務局体制では、議会が政策条例を提案するのは容易なことではない。とはいえ、各議員は地域の声を聴く機会が多いことから、対象期間において議会による政策条例

の提案がなかったことについては不十分感がある。例えば、市としても市民との協働のまちづくりを進める中、町内会の加入率の低下、一部の市民委員会の解散など地域自治を支える組織が弱体化している現状から、議会が課題を発掘しながら、議員（委員）間討議、あるいは市民との意見交換会といった取組も活用し、政策提案や政策提言が行われることを期待したい。

また、これまで議会が提案した政策条例として、公契約の基本を定める条例などの実績があるが、議会として、政策条例の提案だけではなく、これらの条例の運用状況を点検し、それにより必要な政策提案をしていくことも必要である。

評価結果に記載されている修正案や附帯決議案の提案件数などについては、議会の本来的な活動の結果を表しているにすぎない。議会として、政策条例の提案だけでなく、どのような理念や視点を持って、どのように政策提案をしたのかということが分かる評価の仕方をすれば、結果として執行機関の政策に取り入れられなくても、そのような努力した経過を市民に評価してもらえないのではないかと考える。今後は、取組目標の設定を含めて、評価記述の工夫改善に、より積極的に取り組むべきである。

No. 7 常任委員会の活性化

各常任委員会が関係団体との懇談会や行政視察による先進事例調査を行うなど、熱心に活動しており、また、行政視察による調査の結果を政策提案及び政策提言（No. 6）につなげたり、意見交換会の実施（No. 5）で扱うテーマについて、より深く調査するために行政視察を行うことは、効果的な取組であり評価できる。今後、政策提案等に結び付けられるような取組が更に増えることを期待したい。

行政視察をした結果、たとえ政策提案等につながらない場合であっても、視察先で得られた内容を具体的に成果として評価結果に記載することも市民が議会を評価するための貴重な情報となることから、評価結果のまとめ方を工夫するとよいのではないかと考える。また、どのような目的を持って視察先を選んだのかについて記載することも必要と考える。

行政視察に係る調査結果報告の後、執行機関の職員を交えた意見交換を行っている事例もあるが、このような取組は執行機関にとっても新たな情報を得るための貴

重なる機会となり、市の施策の推進にもつながるので、今後もこのような取組がなされることを期待したい。

行政視察や関係団体との懇談会をするだけでなく、そこから政策提案等につなげていくことについて、議会として課題であることを認識しており、進行管理をイ（改善・拡充）としたことは妥当である。

No. 8 議会及び議員の研鑽

議員研修会については、テーマ設定や講師の決定から当日の運営まで議員自ら企画し実施していること、また、研修会を市民や執行機関の職員にも公開し、聴講できるようにしていることは評価できる。

評価結果については、いずれも開催回数などの報告にとどまっている感がある。各種研修への参加や先進自治体への視察などが積極的に行われており、これらは市民にとって最も分かりやすい議員活動の一つと思われるが、その研修や視察で「何を感じたか」、あるいは「どんな示唆を受けたか」などを可能な限り発信することは、議会人としての姿を市民に理解していただく貴重な機会になるはずである。何らかの工夫がなされることを期待する。

なお、国立大学などにおいては、FD・SD（Faculty Development・Staff Development）とあって、教員だけでなく職員の能力も組織的に高める取組をすることとされているが、同様に議会でも、議員だけでなく事務局職員についても、議会としての政策形成機能を高めるため、各種研修への積極的な参加を推進すべきである。

No. 9 議会運営の評価及び検証

議会による自己評価は過去3回と同様の方法で行われているが、自己評価の仕方について見直しの必要性を感じた。具体的な意見は「全体意見」の中で述べたので、今後検討を求めたい。

過去の外部検証者から検討を求められていた、議会に関する市民アンケートにつ

いては、初めて実施されており、大きな進展があったものと言える。今後は、アンケートの結果を踏まえて議会運営に改善の必要があるかどうかを検討した上で、必要であれば適切な措置を講じていただきたい。

外部検証に市民の視点を加えるための手法として市民団体の代表などを選任することについては、引き続き検討することとしている。検証には幾つかの手法があるが、この検証は、議会による自己評価を基礎とした取組である。議会活動については多くの市民や各種団体の視線を大切にしながら進められるべきであるが、それは適宜適切に、多様な手法によって担保されるべきものである。自己評価の果たす役割は、議会のあるべき姿に照らして、自らの状況やあるがままの姿を市民にさらすことにあるが、広く市民から検証を受けるという形式にとられることで、「自己評価」と「検証」という積極果敢な取組の持つ本来の役割と効果を減じることがあってはならない。市民アンケートを実施したことや、学識経験者も市民としての立場を有していることを考えると、学識経験者のほかに更に市民団体の代表を加えることには、こだわらなくてよいものとする。

なお、この評価項目について、段階評価を5（目標達成）としながら進行管理をイ（改善・拡充）としているのは、相互の関係が分かりにくいと感じた。

No.10 議会の改善・要望事項への取組

議会運営等についての改善すべき項目を各会派及び無所属議員から提案してもらい、それを議会運営委員会において協議する仕組みを構築し、精力的に協議していることについては評価したい。

対象期間においては3つの事項が全会一致となり、実施となっているが、件数や内容を見ると、やや物足りなさを感じるところである。

実施に向けての協議においては全会一致を目指していることから、多くの成果を出すことは難しいものと考えられるが、1つでも多く実施できるように協議がなされることを期待する。

また、課題等として、「合意形成の方法については工夫の余地がある。」としているにもかかわらず、進行管理をウ（継続・現状維持）としていることには疑問がある。

3 むすび

民主主義を基幹とした公正な社会を形成していく上で重要な役割を担う市議会が、議会基本条例に基づき制度化した「自己評価とその検証」は、市民の負託に応える市議会を実現するための「大切な装置」である。

全国の多くの自治体議会が視察に訪れるこの先進的な取組については、議会基本条例制定以来の努力の結果であると評価できる。この取組をもっと広く市民に知ってもらうことも大事であり、そうすることによって、市民と議会との距離も縮まり、ひいては、市民参加、協働のまちづくりも進展するものと考えられる。

この分野の先駆者でもある旭川市議会が、これからも制度の改革・改善を図り、マンネリに陥ることなく、一層成熟した取り組みを目指し努力していかれることを願う。

【検証対象】

平成31年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）

議会の評価に当たって

1 評価方法・対象期間について

本市議会は、別紙1「議会運営の評価及び検証実施要綱」に基づき、議会運営の実績について、議会運営委員会委員の全員及び無所属議員の代表者が合議により、議会の自己評価（以下「評価」という。）を行った。

評価は、別紙2「平成31年議会運営の評価及び検証実施要領」に基づき、常任委員会委員等の改選が行われた平成29年5月18日から平成30年11月30日までを対象期間とした。なお、No.8「議会及び議員の研鑽」の評価結果の一部については、集計の都合上、活動実績の対象期間を平成29年4月1日から平成30年9月30日までとしている。

2 評価項目の選定について

平成31年議会運営の評価及び検証では、平成29年の検証結果を基に10項目の評価項目を選定した。

平成29年の評価項目にあった「議員の活動原則」（平成29年No.4）については、外部検証者から「他の取組目標と比べ、議員の内面に関わり、どのように評価すべきかは難しい問題である。」との指摘があり、また、「例えば新たに行政視察などの具体的な取組を通して評価するなど、他の評価項目の設定の仕方を含めて検討していくべきである。」との意見が出されていた。

これらの意見を受け、この項目を平成31年の評価項目とするかどうかについての協議に先立ち、日々の議員活動において、「議員の活動原則」について全議員共通で取り組む具体的な目標を設定することを検討したものの、そのような目標を設定することは難しいとの結論に至った。そのことを踏まえて評価項目の設定について協議したところ、議会として評価をすることも難しいとの結論に至り、評価項目とはしないこととした。

さらに、この評価項目に替えて、他の評価項目で「議員の活動原則」に関わる取組の評価をできるように、「常任委員会の活性化」（平成31年No.7）及び「議会及び議員の研鑽」（平成31年No.8）において行政視察等に係る内容を加え、取組目標の設定の見直しを行ったところである。

平成31年 旭川市議会運営の評価

No.1

評価項目	特別委員会の設置による調査	
基本条例等	第3条第1号, 第14条	
取組目標	・ 市政における重要な案件について, 調査特別委員会を設置して調査をし, 市政の監視及び政策提案を行う。	
評価結果	段階評価	5 目標達成 4 おおむね目標達成 3 一部目標達成 2 ほとんど目標未達成 1 未着手のため今後の取組が必要
	4	【説明】 対象期間において, 2つの調査特別委員会を設置し, 議長を除く全議員がいずれかの特別委員会に所属し, 執行機関の事務執行に対して調査及び監視を行った。 空港民間委託調査特別委員会では, 国, 旭川市, 帯広市及び北海道の4管理者が策定する北海道内7空港の一括運営委託に係る実施方針等に旭川市議会としての意見を反映させるため, 調査の中間報告を行った。その後, 一括運営委託に向けて, 旭川空港の目指すべき姿や, 委託を進めるに当たり留意すべき事項等について, 委員会としての最終意見を取りまとめ, 調査報告を行うことで議会意思を示した。 旭川大学の市立化等調査特別委員会では, 学校法人旭川大学及び「旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会」との懇談会を開催して議論を深めるとともに, 旭川大学の市立化等に関して質疑を行った後, 執行機関が進める同大学の市立化に係る検討作業に議会としての意見を反映させるため, 調査の中間報告を行った。
進行管理及び課題等	進行管理	ア 実施に向け検討 イ 改善・拡充 ウ 継続・現状維持 エ 完了・終了 オ 休止・廃止 カ その他
	ウ	今後においても, 市政における重要な課題について監視及び政策提案を行うため, 必要に応じて調査特別委員会を設置して, 直面する課題に機敏に対応し, 議会意思を示すことが必要である。

評価項目	議員（委員）間討議		
基本条例等	第4条第2項		
取組目標	・必要に応じて議員（委員）相互の自由な討議が行われるよう、会議の運営に努める。		
評価結果	段階評価	5 目標達成	4 おおむね目標達成
	4	3 一部目標達成	2 ほとんど目標未達成
		1 未着手のため今後の取組が必要	
	【説明】 特別委員会の代表者会議の場において議員（委員）間討議の申出の有無を確認するなど、議員（委員）間討議の実施に向けた取組を進めてきた。総務常任委員会では、「旭川市総合庁舎建替基本設計（素案）」について、執行機関からの報告や設計業者からの説明を受け、執行機関への質疑を経て、3回にわたり委員間討議を実施した。その後、各委員の意見を取りまとめ、委員会として執行機関に別紙3のとおり意見書を提出した。今回の事例は、議会基本条例の制定後初の議員（委員）間討議の実施例となった。		
進行管理及び課題等	進行管理	ア 実施に向け検討	イ 改善・拡充
	ウ	ウ 継続・現状維持	エ 完了・終了
		オ 休止・廃止	カ その他
	今後も引き続き、様々な市政の課題について各議員（委員）が議員（委員）間討議の実施の必要性を検討し、議員（委員）間討議の提案があった場合、実施されるよう会議の運営に取り組む。		

評価項目	説明責任と情報公開		
基本条例等	第5条, 第10条		
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の議事機関として, 意思決定した内容を市民に説明する責務を果たす。 ・市民にいろいろな方法で情報を発信し, 説明責任を果たしていく。 		
評価結果	段階評価	5 目標達成	4 おおむね目標達成
	4	3 一部目標達成	2 ほとんど目標未達成
		1 未着手のため今後の取組が必要	
	【説明】 本会議のインターネット中継について, これまでのパソコンでの視聴に加え, 新たにスマートフォンで視聴できるようにしたほか, 平成29年第3回定例会からインターネット議会中継の放送素材を二次利用してケーブルテレビでの本会議の試験放送を実施した。 また, これまではホームページで情報発信していた会議日程等について, 新たに地上デジタルテレビのデータ放送を利用した自治体情報提供サービス「地デジ広報」への掲載や, イトーヨーカドー旭川店の「旭川市情報コーナー」にポスターを掲示するなどにより, 市民に対し, 積極的な情報発信を行うとともに, 議会として一層の説明責任を果たすことができた。		
進行管理及び課題等	進行管理	ア 実施に向け検討	イ 改善・拡充
	ウ	ウ 継続・現状維持	エ 完了・終了
		オ 休止・廃止	カ その他
	市民に対し議会の情報をより詳しく発信していくことや, 市民との意見交換会の取り組み方など, 説明責任と情報公開の在り方について今後も積極的に検討していく必要がある。		

評価項目	政務活動費の透明性の確保		
基本条例等	第9条第2項		
取組目標	・会派及び議員は、政務活動費の用途について、透明性を確保するとともに説明責任を果たすものとする。		
評価結果	段階評価	5 目標達成	4 おおむね目標達成
	4	3 一部目標達成	2 ほとんど目標未達成
		1 未着手のため今後の取組が必要	
	【説明】 政務活動費執行の手引や決算書のホームページへの掲載及び議会図書室での閲覧による公表を実施しているほか、平成30年度から新たに、前年度分の会計帳簿や領収書等のホームページへの掲載や議会図書室での閲覧による公表を実施するなど、一層の透明性の確保を図った。		
進行管理及び課題等	進行管理	ア 実施に向け検討	イ 改善・拡充
	ウ	ウ 継続・現状維持	エ 完了・終了
		オ 休止・廃止	カ その他
	情報提供の内容については検討する余地がある。		

評価項目	市民との意見交換の実施																		
基本条例等	第12条																		
取組目標	・議会の政策形成に市民意思を反映させるため、市民との意見交換の場を設ける。																		
評価結果	段階評価	5 目標達成 4 おおむね目標達成 3 一部目標達成 2 ほとんど目標未達成 1 未着手のため今後の取組が必要																	
	5																		
	【説明】 <p>広聴広報委員会が企画し、次のとおり平成29年度及び平成30年度ともに1回ずつ市民と議会の意見交換会を開催し、それぞれ常任委員会単位の4班で実施した。</p> <p>意見交換会で扱ったテーマについてより深く調査するため、班によっては同一のテーマで常任委員会として行政視察を行い、先進事例を調査した。また、意見交換された市民意見を参考にして、本会議や常任委員会において質問及び質疑を行った。</p> <p>なお、実施結果については、「市民と議会との意見交換会報告書」としてホームページ等で公表した。</p>																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催期間</td> <td>10月30日(月) ～11月9日(木)</td> <td>8月22日(水) ～8月30日(木)</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が望む市立病院のありかた ・ホール・センター・公民館など。どう維持していきますか?～これからの公共施設マネジメント～ ・がん対策と健康寿命について ・図書館の活性化について </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に役立つ住宅政策について～高齢者・障害者の住宅、持家の課題、空家対策、公営住宅の整備など～ ・通学路及び登下校時の安全対策について ・子育て環境の充実に向けて～就学前保育支援について～ ・新庁舎建設に向けた取り組み～委員間討議報告とシビックセンターの活用～ </td> </tr> <tr> <td>開催箇所数</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>派遣議員数</td> <td>31人</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>78人 (1会場当たり19.5人)</td> <td>95人 (1会場当たり23.8人)</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	開催期間	10月30日(月) ～11月9日(木)	8月22日(水) ～8月30日(木)	テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が望む市立病院のありかた ・ホール・センター・公民館など。どう維持していきますか?～これからの公共施設マネジメント～ ・がん対策と健康寿命について ・図書館の活性化について 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に役立つ住宅政策について～高齢者・障害者の住宅、持家の課題、空家対策、公営住宅の整備など～ ・通学路及び登下校時の安全対策について ・子育て環境の充実に向けて～就学前保育支援について～ ・新庁舎建設に向けた取り組み～委員間討議報告とシビックセンターの活用～ 	開催箇所数	4か所	4か所	派遣議員数	31人	33人	参加者数	78人 (1会場当たり19.5人)
	平成29年度	平成30年度																	
開催期間	10月30日(月) ～11月9日(木)	8月22日(水) ～8月30日(木)																	
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が望む市立病院のありかた ・ホール・センター・公民館など。どう維持していきますか?～これからの公共施設マネジメント～ ・がん対策と健康寿命について ・図書館の活性化について 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に役立つ住宅政策について～高齢者・障害者の住宅、持家の課題、空家対策、公営住宅の整備など～ ・通学路及び登下校時の安全対策について ・子育て環境の充実に向けて～就学前保育支援について～ ・新庁舎建設に向けた取り組み～委員間討議報告とシビックセンターの活用～ 																	
開催箇所数	4か所	4か所																	
派遣議員数	31人	33人																	
参加者数	78人 (1会場当たり19.5人)	95人 (1会場当たり23.8人)																	

評価項目	政策提案及び政策提言		
基本条例等	第14条		
取組目標	・政策の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等により政策提案を行う。		
評価結果	段階評価	5 目標達成	4 おおむね目標達成
	4	3 一部目標達成	2 ほとんど目標未達成
		1 未着手のため今後の取組が必要	
	【説明】 対象期間において、市長提出議案に対して、修正案2件、予算組替え動議1件、委員会における修正案1件及び附帯決議3件を提案し、そのうち次の3件が可決されたが、議会による政策条例の提案はなかった。 可決したものとしては、平成29年度一般会計補正予算に対する修正案があり、市・道民税特別徴収税額決定・変更通知書に関わる適切さを欠いた予算執行をただすものであった。また、平成28年度決算及び平成30年度新年度予算に対する附帯決議案については、いずれも審議の過程において明らかとなった課題に対して議会の意思を示すものであった。 議案に関わるもののほか、総務常任委員会では、常任委員会行政視察による他都市への調査を経て、執行機関に別紙4のとおり施策の提言書を提出した。また、同常任委員会で、委員間討議の実施を経て、意見を取りまとめて執行機関に別紙3のとおり意見書を提出した。		
進行管理及び課題等	進行管理	ア 実施に向け検討	イ 改善・拡充
	ウ	ウ 継続・現状維持	エ 完了・終了
		オ 休止・廃止	カ その他
	今後も市の重要案件については、積極的に政策提案、政策提言に取り組む。		

評価項目	議会及び議員の研鑽 ^{さん}																						
基本条例等	第15条																						
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・議会としての政策形成機能，立法機能を高めるため，議員全体で，研修や研究を重ねる。 ・議員は，政策形成能力を高めるため，先進都市の行政視察や研修の受講等により自己研鑽に努める。 																						
評価結果	段階評価	5 目標達成 4 おおむね目標達成 3 一部目標達成 2 ほとんど目標未達成 1 未着手のため今後の取組が必要																					
	4																						
	<p>【説明】</p> <p>対象期間において，次のとおり，議会での研修のほか，各議員は各種研修会の受講や先進都市の視察により，自己研鑽に努めた。</p> <p>1 研修について</p> <p>本市議会として，議会運営委員会委員及び無所属議員から選ばれた議員で研修会実施担当チームを構成して議員研修会を企画し，実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催日</td> <td>1月24日（水）</td> <td>11月26日（月）</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>明治大学公共政策大学院教授 兼村 高文 氏</td> <td>元・廿日市市副市長 川本 達志 氏</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>地方自治体の予算・決算と財政分析について</td> <td>地域経済分析システムRESAS（リーサス）の活用について</td> </tr> </tbody> </table> <p>このほか，各議員は，北海道市議会議長会道北支部議長会議員研修会及び全国市議会議長会研究フォーラムを始めとして，必要に応じて延べ266人が，延べ192回の研修に参加した（平成29年4月1日から平成30年9月30日まで）。</p> <p>2 視察について</p> <p>本市議会として，積極的な政策立案を目的として先進事例を調査するために，議員を派遣し，各議員が単独行政視察を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣議員数</td> <td>17人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>視察箇所数</td> <td>延べ55都市等</td> <td>延べ54都市等</td> </tr> </tbody> </table> <p>このほか，各議員は，必要に応じて政務活動費を充てて視察を行っており，延べ86人が，延べ50都市等を視察した（平成29年4月1日から平成30年9月30日まで）。</p>			平成29年度	平成30年度	開催日	1月24日（水）	11月26日（月）	講師	明治大学公共政策大学院教授 兼村 高文 氏	元・廿日市市副市長 川本 達志 氏	テーマ	地方自治体の予算・決算と財政分析について	地域経済分析システムRESAS（リーサス）の活用について		平成29年度	平成30年度	派遣議員数	17人	16人	視察箇所数	延べ55都市等	延べ54都市等
	平成29年度	平成30年度																					
開催日	1月24日（水）	11月26日（月）																					
講師	明治大学公共政策大学院教授 兼村 高文 氏	元・廿日市市副市長 川本 達志 氏																					
テーマ	地方自治体の予算・決算と財政分析について	地域経済分析システムRESAS（リーサス）の活用について																					
	平成29年度	平成30年度																					
派遣議員数	17人	16人																					
視察箇所数	延べ55都市等	延べ54都市等																					
進行管理及び課題等	進行管理	ア 実施に向け検討 イ 改善・拡充 ウ 継続・現状維持 エ 完了・終了 オ 休止・廃止 カ その他																					
	ウ																						
	<p>今後も議員が主体的に研修会を企画し，実施していく。</p> <p>また，議員個人の資質を高めるため，常に研修や視察を重ねることが重要である。</p>																						

評価項目	議会運営の評価及び検証		
基本条例等	第19条		
取組目標	・議会運営に関し、議会が評価し、その評価が妥当かどうかを「専門的知見の活用」の手法を使い、複数の学識経験者等に検証を行ってもらう。		
評価結果	段階評価	5 目標達成	4 おおむね目標達成
	5	3 一部目標達成	2 ほとんど目標未達成
		1 未着手のため今後の取組が必要	
	<p>【説明】</p> <p>本市議会は、別紙1「議会運営の評価及び検証実施要綱」及び別紙2「平成31年議会運営の評価及び検証実施要領」に基づき、議会運営の実績について自己評価を行った。</p> <p>評価項目については、議会運営の指針である議会基本条例に定める事項のほか、同条例に定めはないが議会運営に関わる事項についても選定した。</p> <p>取組目標については、平成29年の検証結果を踏まえ、行政視察に関わる新たな目標の設定や、取り組む必要性が低くなった研修委員会に係る目標の見直しなどを行った。</p> <p>また、平成29年の検証結果を踏まえ、外部の検証者に市民団体などを選任し、外部検証に市民の視点を加えることや、作業スケジュールの在り方についても協議した。作業スケジュールについては、検証作業の期間をより多く確保できるように見直しをしたが、検証に市民の視点を加えることについては、結果として作業スケジュールなどを総合的に判断して今回は見送り、学識経験を有する今回の検証者に依頼することとした。</p> <p>なお、平成27年及び平成29年の検証結果を踏まえ、議会運営の評価及び検証とは別に、市民ニーズや課題を把握することなどを目的として、市政モニター制度の活用及び議会ホームページへの専用フォームの開設により、議会に関する市民アンケート調査を実施した。</p>		
進行管理及び課題等	進行管理	ア 実施に向け検討	イ 改善・拡充
	イ	ウ 継続・現状維持	エ 完了・終了
		オ 休止・廃止	カ その他
	<p>議会運営の評価及び検証については、他自治体議会からも高く評価されており、多数の視察があったことから、今後も引き続きこの取組に努める。</p> <p>なお、平成29年の検証結果を踏まえ、外部検証に市民の視点を加えることについては、引き続き検討する。</p>		

評価項目	議会の改善・要望事項への取組	
基本条例等	議会運営に関する事項	
取組目標	・議会運営及び議員活動に関し、常にその課題を見付け出し、改善に向けて積極的に協議を行う。	
評価結果	段階評価	5 目標達成 4 おおむね目標達成 3 一部目標達成 2 ほとんど目標未達成 1 未着手のため今後の取組が必要
	4	
評価結果	<p>【説明】</p> <p>対象期間において、議会運営や政務活動費等に関する28項目についての改善・要望事項が各会派等から提案され、うち3件の事項が全会一致となり実施となった。他の項目についても実施に向けて、議会運営委員会代表者会議において多くの回数及び時間を充てて精力的に協議を重ねている。</p> <p>実施となった項目のうち、「決算に関わる帳票類の備付場所の議会図書室から会計課書庫等への変更」については、変更したことにより、決算審査中の利用が制限されていた議会図書室が利用しやすくなったとともに、備付作業に要していた執行機関の職員の労力や時間の負担が解消された。また、「予算、決算の審査特別委員会の総括質疑については、質疑時間の残時間の表示」を実施したことにより、質疑する委員はもとより、傍聴者にも分かりやすい議会運営とすることができた。そのほか、「会議、委員会等におけるお茶等の提供の廃止」についても実施した。</p>	
進行管理及び課題等	進行管理	ア 実施に向け検討 イ 改善・拡充 ウ 継続・現状維持 エ 完了・終了 オ 休止・廃止 カ その他
	ウ	
進行管理及び課題等	実施に向けての協議は、議会運営委員会代表者会議において全会一致となることを目指している。全会一致となり実施となる項目もあり、一定の成果が出ているものの、合意形成の方法については工夫の余地がある。	

議会運営の評価及び検証実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号。以下「議会基本条例」という。）第19条の規定に基づく議会運営の評価及び検証（以下「評価検証」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評価 議会が実施する自己評価をいう。
- (2) 検証 前号の評価を学識経験者等が検証する外部評価をいう。

(評価検証の対象)

第3条 評価検証の対象は、議会基本条例に定める事項その他議会運営に関する事項とする。

(評価検証の実施)

第4条 評価検証は、2年に1回実施するものとし、対象期間その他必要な事項は、その都度、議会運営委員会において協議して定める。

(評価の方法及び報告)

第5条 評価は、議会運営委員の全員及び無所属議員の代表者が合議により段階評価及び文章評価を行うものとする。

- 2 議会運営委員会は、前項の規定による評価の結果を議長に報告する。

(検証の方法及び報告)

第6条 検証は、学識経験者等が前条第1項の規定による評価の結果の妥当性等について合議により行う。

- 2 前項の学識経験者等の依頼の人数、期間その他必要な事項は、その都度、議会運営委員会において協議して定める。
- 3 議長は、第1項の検証の結果を文書により受け、議会運営委員会で報告する。

(評価検証結果の公開)

第7条 評価検証の結果は、議会ホームページ、議会報への掲載等により公開する。

(事務)

第8条 評価検証に関する事務は、議会運営委員会が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか評価検証に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。

平成31年議会運営の評価及び検証 実施要領

- 1 議会運営の評価及び検証実施要綱（平成24年10月3日議会運営委員会決定。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき平成31年に実施する評価検証の対象期間については、平成29年5月18日から平成30年11月30日までとする。
- 2 要綱第5条第1項により実施する評価は、別記様式によることとし、平成30年9月1日から平成30年11月30日までに実施するものとする。
- 3 要綱第6条第1項により実施する検証は、平成31年2月12日までに実施するものとする。
- 4 要綱第6条第2項の規定により依頼する学識経験者等の人数については、学識経験者のみ5名以内で構成するものとし、依頼する期間は平成30年12月1日から平成31年2月12日までとする。
なお、依頼する学識経験者は、議会に関する専門知識を有する者とし、特に市内在住者であるか否かは問わない。
- 5 要綱第6条第3項の規定により議長が受けた検証結果は、現任期中の議会運営委員会においてその文書を配付し、報告とする。

旭川市総合庁舎建替基本設計（素案）に対する意見書

平成30年3月2日

旭川市議会総務常任委員会

委員長 上村 ゆうじ

副委員長 金谷 美奈子

もんま 節子

福居 秀雄

小松 あきら

中川 明雄

塩尻 伸司

宮本 儔

1 経過

本委員会は、旭川市総合庁舎建替基本設計（素案）について、平成30年1月23日、2月15日及び2月27日の3回にわたり、委員間討議を実施し、検討を行ってきた。なお、各委員から提出のあった論点は、別紙のとおりである。

2 本委員会の意見

本委員会における委員間討議を通じてさまざまな課題が明らかとなったことから、以下の意見等を十分に踏まえ旭川市総合庁舎建替基本設計の策定に当たるべきである。

(1) 1階のレイアウトとシビックセンターについて

市民窓口機能を優先させるべきとの声もある中で、最も利便性の高い1階に配置される予定の市民活動スペース等について、利活用のイメージが湧かないことからその規模、必要性についての疑問が残る。行政として同案を提案するに当たっては、議会、市民等にも説得力のある説明が必要である。

(2) 4カ所の入り口について

1階は2カ所をメインの入り口とし、他の2カ所は簡易的な入り口とするか廃止するなど内部活用スペースの拡大を図るために、その必要性を含め再検討すべきである。

(3) 市民文化会館と7条駐車場との関係について

今後の庁舎利用に関連性を有しながら、存廃の方向性が明確になっていない市民文化会館と7条駐車場の今後のあり方に関する議論を速やかに行うこと。議論の進展によっては、市民文化会館に連動する1階入り口の設置の要否や地下からの入り口導線の必要性など、工事着手までに一部設計変更が可能となるよう作業を進めることが必要である。

(4) 最上階の機能充実について

最上階を市内唯一の展望施設と位置づけ、回遊性やカフェなど休憩スペースの配置を含めた機能性の向上、屋上の活用など施設を充実させる内容の検討を行うべきである。

(5) 木材の利用について

地域木材の利活用は部分的・効果的な用法とすべきであり、北海道立総合研究機構林産研究本部林産試験場における知見や技術の活用等も検討すべきである。

(6) 市民意見の聴取について

利用者である一般市民に対しても素案段階から説明を行うなど、丁寧な作業が必要であるとの意見も出された。今後、6月末を予定している策定作業に向けて、基本設計案ができた段階で速やかに説明と意見聴取の機会を確保するなど、市民意見の反映に努めるべきである。

委員間討議における論点

	指摘, 討議等を求める事項	提出者
	シビックセンター機能の考え方について	民主連合
1	<p>「シビックセンターの実現」 1階 ・会議集会スペースの配置 この場所に必要か, どのような利用対象が考えられるのか</p> <p>・シテプロモーションスペースの効果的展開 若手職員提言「あさっぴーの森」のような創意工夫が必要 この程度のスペースでよいか</p>	自民会議
	9階 ・市内唯一となる大雪山等の展望施設の充実 360度回遊整備や、学習スペースの配置、屋上活用など 最上階の利活用をどのように図るか更に検討すべき	自民会議
	1階及び2階のレイアウトについて ・1階に市民が日常的に利用する窓口を配置すべき	共産
2	1階における入り口の数と廊下やホール等が床面積に与える影響と有効性	金谷委員
	エスカレーター設置の必要性 ・他都市が設置を断念した理由である維持管理費の検討も行うべき	共産
3	地下駐車場の扱いについて	民主連合
4	構造部分及び内装等に木材を使用するときの実績と憂慮すべき点について ・構造部分の将来的な安全性への懸念と塗装剤による健康への影響	金谷委員
5	市民意見の聴取について ・計画素案の段階から団体だけではなく市民にも説明し意見を聞くべき	共産
6	ワンストップサービスの実現は、市民の利便性を求めるに当たって最大のテーマであることから、1階に福祉総合窓口を設置すべき	公明

提 言 書

～商業施設への期日前投票所の設置拡大等について～

平成29年12月13日

旭川市議会総務常任委員会

委員長 上村 ゆうじ

副委員長 金谷 美奈子

もんま 節子

福居 秀雄

小松 あきら

中川 明雄

塩尻 伸司

宮本 儔

<提言事項>

総務常任委員会では10月及び11月に委員会視察として7つの視察項目を設定し調査を行った。

そのうち、函館市選挙管理委員会では、低投票率からの脱却を目的に平成24年以降、現在までに4か所の商業施設において期日前投票所を設置するほか、平成28年からはそのうち2か所を共通投票所として運営している。さらには、これまで市内の4つの大学に期日前投票所を設置するなど、投票率向上対策として全国の自治体の中でもトップランナーともいふべき取り組みを行っている。

本市においても、過去の各種選挙の投票率は50パーセント前後を推移しており、全道・全国の投票率との比較においても低投票率が懸念されてきたところである。

また、平成27年の公職選挙法等の一部改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、商業施設における期日前投票所の設置などによる投票環境の充実は、さまざまな年齢層への効果的な取り組みとなっている。

よって、旭川市選挙管理委員会においては、平成30年に予定されている旭川市長選挙及び平成31年に予定されている統一地方選挙での実施に向けて、フィールド旭川以外の商業施設への期日前投票所の設置拡大や商業施設における共通投票所の設置に向けた具体的な調査、検討を行うなど、さらなる投票環境の向上のために積極的な取り組みを行うよう提言するものである。